

告 示

埼玉県告示第五百九十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年八月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―三二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下村君字米宮二千五百六十八番外八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百二十三・二九立方メートル